


所管部課	総務部 防災安全課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市災害対策本部運営要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害対策本部条例、東大和市災害対策本部施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>発災時の非常配備態勢について、現状との整合性を図り、東大和市地域防災計画（令和2年3月修正）の策定に合わせて、以下のとおり同要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の夜間、休日における発災時の非常配備態勢を以下のとおり改める。</li> </ul> <p>【変更前】震度6弱以上の地震が発生したときは、第3非常配備体制の発令があったものとみなす→全職員は自動的に参集</p> <p>【変更後】(1) 震度5弱の地震が発生したときは、第1非常配備体制の発令があったものとみなす→課長職以上の職員は自動的に参集</p> <p>(2) 震度5強の地震が発生等したときは、第2非常配備体制の発令があったものとみなす→係長職以上の職員は自動的に参集</p> <p>(3) 震度6弱以上の地震が発生したときは、第3非常配備体制の発令があったものとみなす→全職員は自動的に参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修正</li> </ul> <p>(2) 施行日 決裁日施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 迅速な応急対策が可能となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正（案）文については、文書課による事前審査済み。</li> </ul>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、市長決裁を経て、同要綱を施行したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。